

商品概要説明書

J A 山口県

【保証会社：山口県農業信用基金協会】用

商品名	J Aカードローン借換資金
ご利用 いただける方	<p>○当 J A の組合員の方。</p> <p>○ J A カードローン、 J A ミニカードローン、 J A ワイドカードローンの貸越残高を証書貸付金に借換して分割返済を希望され、以下の年齢で契約を更新された方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J A カードローン及び J A ミニカードローン契約者 … 69 歳。 ・ J A ワイドカードローン契約者 … 64 歳。 <p>○借換により貸付期間内に返済が可能である方。</p> <p>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>
お使いみち	○ J A カードローン、 J A ミニカードローン、 J A ワイドカードローンの借換資金とします。
お借入金額	○1 組合員あたり 300 万円以内（1 万円単位）とし、貸越残高（貸越利息元加後）以内とします。
お借入期間	○5 年以内とします。
お借入利率	<p>○つぎのいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【変動金利型】 お借入後の利率は、基準日（4 月 1 日、10 月 1 日）の基準金利（当 J A で定めるパーソナルプライムレート）により、年 2 回見直しを行います。</p> <p>【固定金利型】 当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>○金利については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</p>

<p>ご返済方法</p>	<p>元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式とします。 ○変動金利型の場合、お借入後の金利は、基準日に基準金利を基準に見直しを行い、ご返済額を新利率にて再計算いたします（新利率適用によるご返済は、4月1日基準日の場合、7月の約定返済日から、10月1日基準日の場合、翌年1月の約定返済日からといたします。）。</p>												
<p>担保</p>	<p>○原則不要です。</p>												
<p>保証</p>	<p>○当 J A が指定する保証機関（山口県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</p>												
<p>保証料</p>	<p>○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。 ①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。保証料率：1.60%。 【(例) お借入額 50 万円あたりの一括支払保証料（概算）保証料率：1.60% 貸付利率 3.85% 毎月返済方式の場合】</p> <table border="1" data-bbox="450 740 1688 858"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1 年</td> <td>2 年</td> <td>3 年</td> <td>4 年</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>4,345</td> <td>8,415</td> <td>12,535</td> <td>16,708</td> <td>20,937</td> </tr> </table> <p>②分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年 2.00% です。</p>	お借入期間	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	保証料（円）	4,345	8,415	12,535	16,708	20,937
お借入期間	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年								
保証料（円）	4,345	8,415	12,535	16,708	20,937								
<p>手数料</p>	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合（他行借換）…33,000 円 ②一部繰上返済の場合…11,000 円（ネットバンクによる一部繰上返済は無料） ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 1,100 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>												

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店(所)または金融部(電話：083-976-6844)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>【山口県弁護士会仲裁センター】 電話：083-922-0087</p> <p>【広島弁護士会仲裁センター】 電話：082-225-1600</p> <p>【福岡県弁護士会紛争解決センター】 (北九州) 電話：093-561-0360 (福 岡) 電話：092-741-3208 (久留米) 電話：0942-30-0144</p> <p>【東京弁護士会紛争解決センター】 電話：03-3581-0031</p> <p>【第一東京弁護士会仲裁センター】 電話：03-3595-8588</p> <p>【第二東京弁護士会仲裁センター】 電話：03-3581-2249</p> <p>【民間総合調停センター】 (大阪府) (J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。) 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
---------------------------	--

<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございます。なお、審査結果の内容については、お答えいたしかねますので予めご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>
------------	---

(2023 年 1 月 4 日現在)